（教育訓練支援給付金の受給資格の決定）

第二十七条　教育訓練支援給付金の支給を受けようとする者（以下「教育訓練支援給付金受給予定者」という。）は、専門実践教育訓練を開始する日の一箇月前（以下「提出期限日」という。）まで（提出期限日後に一般被保険者でなくなつた教育訓練支援給付金受給予定者にあつては、一般被保険者でなくなつた日の翌日から一箇月を経過する日まで）に、管轄公共職業安定所に出頭し、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票に、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一　離職票（基本手当の受給資格の決定を受けていない者に限る。その者が二枚以上の離職票を保管するとき、又は第三十一条第六項、第三十一条の三第三項若しくは第三十一条の六第四項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けているときは、併せて提出しなければならない。）（基本手当の受給資格の決定を受けている者である場合にあつては、受給資格者証）

二・三　（略）

2～6　（略）

（法附則第十四条の二第二項及び第十四条の四第二項の厚生労働省令で定めるもの）

第三十二条の二　法附則第十四条の二第二項及び第十四条の四第二項の厚生労働省令で定めるものは、附則第十七条の二の五第一項に規定する新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金とする。

（令附則第七条第一項第二号の厚生労働省令で定める助成）

第三十二条の三　令附則第七条第一項第二号（令附則第八条において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める助成は、休業に係る助成及び教育訓練に係る助成（訓練費を除く。）とする。

（人材開発支援助成金に関する暫定措置）

第三十四条　第百二十五条の人材開発支援助成金として、同条に規定するもののほか、令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間、人への投資促進コース助成金を支給するものとする。ただし、当該期間、同条第二項第一号ニ⑵及び⑶並びに同項第二号ニ⑵及び⑶の規定に基づく同項の人材開発支援コース助成金は、支給しない。

2　人への投資促進コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する事業主であること。

イ　第百二十五条第二項第一号イ⑴ⅰ、ⅲ及びⅴから⑧までに該当する事業主であつて、次のいずれにも該当する事業主であること。

⑴　年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する被保険者に受けさせる計画的な定額制の職業訓練等（専門的な知識若しくは技能を追加して習得させることを内容とする職業訓練等又は新たな職業に必要な知識若しくは技能を習得させることを内容とする職業訓練等であつて、一定期間当たり定額で受講回数を定めないものに限る。以下この条において「定額制訓練」という。）を受けさせる事業主（当該定額制訓練の期間、当該被保険者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）であること。

⑵　年間職業能力開発計画を提出した日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対する人への投資促進コース助成金の受給についての申請書の提出日までの間において、当該年間職業能力開発計画に係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

（教育訓練支援給付金の受給資格の決定）

第二十七条　教育訓練支援給付金の支給を受けようとする者（以下「教育訓練支援給付金受給予定者」という。）は、専門実践教育訓練を開始する日の一箇月前（以下「提出期限日」という。）まで（提出期限日後に一般被保険者でなくなつた教育訓練支援給付金受給予定者にあつては、一般被保険者でなくなつた日の翌日から一箇月を経過する日まで）に、管轄公共職業安定所に出頭し、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票に、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一　離職票（基本手当の受給資格の決定を受けていない者に限る。その者が二枚以上の離職票を保管するとき、又は第三十一条第三項若しくは第三十一条の三第三項の規定により受給期間延長通知書の交付を受けているときは、併せて提出しなければならない。）（基本手当の受給資格の決定を受けている者である場合にあつては、受給資格者証）

二・三　（略）

2～6　（略）

（法附則第十四条の二第二項の厚生労働省令で定めるもの）

第三十二条の二　法附則第十四条の二第二項の厚生労働省令で定めるものは、附則第十七条の二の五第一項に規定する新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金とする。

（令附則第五条第一項第二号の厚生労働省令で定める助成）

第三十二条の三　令附則第五条第一項第二号の厚生労働省令で定める助成は、休業に係る助成及び教育訓練に係る助成（訓練費を除く。）とする。

（新設）